

広島県立歴史民俗資料館管理運営規則（昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号）第三
条第三項の規定によつて、令和九年一月五日から同年三月三十一日までの間、広島県立歴史
民俗資料館を臨時休館する。

令和八年十月二十六日

広島県立歴史民俗資料館長 伊 藤 雅 哉